

特定化学物質 (労働安全衛生法施行令別表第三)

<第1類特定化学物質>

1. ジクロロベンジジン及びその塩
2. アルファナフチルアミン及びその塩
3. 塩素化ビフェニル (別名PCB)
4. オルト-トリジン及びその塩
5. ジアニシジン及びその塩
6. ベリリウム及びその化合物
7. ベンゾトリクロリド
8. 1. から 6. までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は 7. に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物 (合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3%を超えて含有するものに限る。)

<第2類特定化学物質>

1. アクリルアミド
2. アクリロニトリル
3. アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
- 3の2. インジウム化合物
- 3の3. エチルベンゼン
4. エチレンイミン
5. エチレンオキシド
6. 塩化ビニル
7. 塩素
8. オーラミン
- 8の2. オルト-トルイジン
9. オルト-フタロジニトリル
10. カドミウム及びその化合物
11. クロム酸及びその塩
- 11の2. クロロホルム
12. クロロメチルメチルエーテル
13. 五酸化バナジウム
- 13 の 2. コバルト及びその無機化合物
14. コールタール
15. 酸化プロピレン
- 15の2. 三酸化ニアンチモン
16. シアン化カリウム
17. シアン化水素
18. シアン化ナトリウム
- 18の2. 四塩化炭素
- 18の3. 1,4-ジオキサン
- 18の4. 1,2-ジクロロエタン
19. 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
- 19の2. 1,2-ジクロロプロパン
- 19の3. ジクロロメタン
- 19の4. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)

- 19の5. 1,1-ジメチルヒドラジン
20. 臭化メチル
21. 重クロム酸及びその塩
22. 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)
- 22の2. スチレン
- 22の3. 1,1,2,2-テトラクロロエタン
- 22の4. テトラクロロエチレン
- 22の5. トリクロロエチレン
23. トリレンジイソシアネート
- 23の2. ナフタレン
- 23の3. ニッケル化合物 (24. に掲げるものを除き、粉状の物に限る。)
24. ニッケルカルボニル
25. ニトログリコール
26. パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
27. パラ-ニトロクロルベンゼン
- 27の2. 砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
28. 弗化水素
29. ベーダー-プロピオラクトン
30. ベンゼン
31. ペンタクロルフエノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩
- 31の2. ホルムアルデヒド
32. マゼンタ
33. マンガン及びその化合物 (塩基性マンガンを除く。)
- 33 の2. メチルイソブチルケトン
34. 沃化メチル
- 34の2. リフラクトリーセラミックファイバー
35. 硫化水素
36. 硫酸ジメチル
37. 1. から36. までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

<第3類特定化学物質>

1. アンモニア
2. 一酸化炭素
3. 塩化水素
4. 硝酸
5. 二酸化硫黄
6. フェノール
7. ホスゲン
8. 硫酸
9. 1. から 8. までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの